

府中市地域包括支援センター
在宅介護支援センターあり方検討会報告書
(抜粋)

府中市

支援センターのあり方と方向性

今回、包括支援センター及び支援センターの今後のあり方、方向性について、行政、包括支援センター及び直接地域の現場に携わる職員から構成される検討会を設置し、さまざまな角度で現状を見据えながら、検討を重ねた。

特に、高齢化がますます進む中で、円滑な高齢者施策の展開に必要な相談体制等の確立に向けた視点や平成 21 年度からの高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に向け、包括支援センター及び支援センターの位置づけを再確認するとともに、今後のそれぞれの設置数や規模、役割等について、繰り返し協議を重ね、その方向性等を探った。

1 地域包括支援センター

(1) 直営と委託化

直営包括支援センターのメリット、問題点また委託のメリット、問題点は下記のとおりであるが、今後増加する高齢者への対応を考慮すると相談体制や介護予防支援業務等 1 箇所の直営には限界がある。

今後、検討会としては、本市の包括の運営主体を直営から委託に移行（転換）していくべきであるとした。

委託する場合、地域の総合的なケアマネジメント機関として、また、地域ネットワークの核として効果的・効率的に委託した地域包括支援センターが機能するよう考慮すべきである。そのためには、民生委員等の地域の社会資源から必要な情報が今まで以上に提供される仕組みと、圏域内の支援センターとの連携強化をはかることを条件に、6地区の福祉圏域ごと、既存の在宅介護支援センターに地域包括支援センターを委託することが、地域高齢者の安全、安心な生活ために最も有効であるとした。

(2) 設置数及び規模

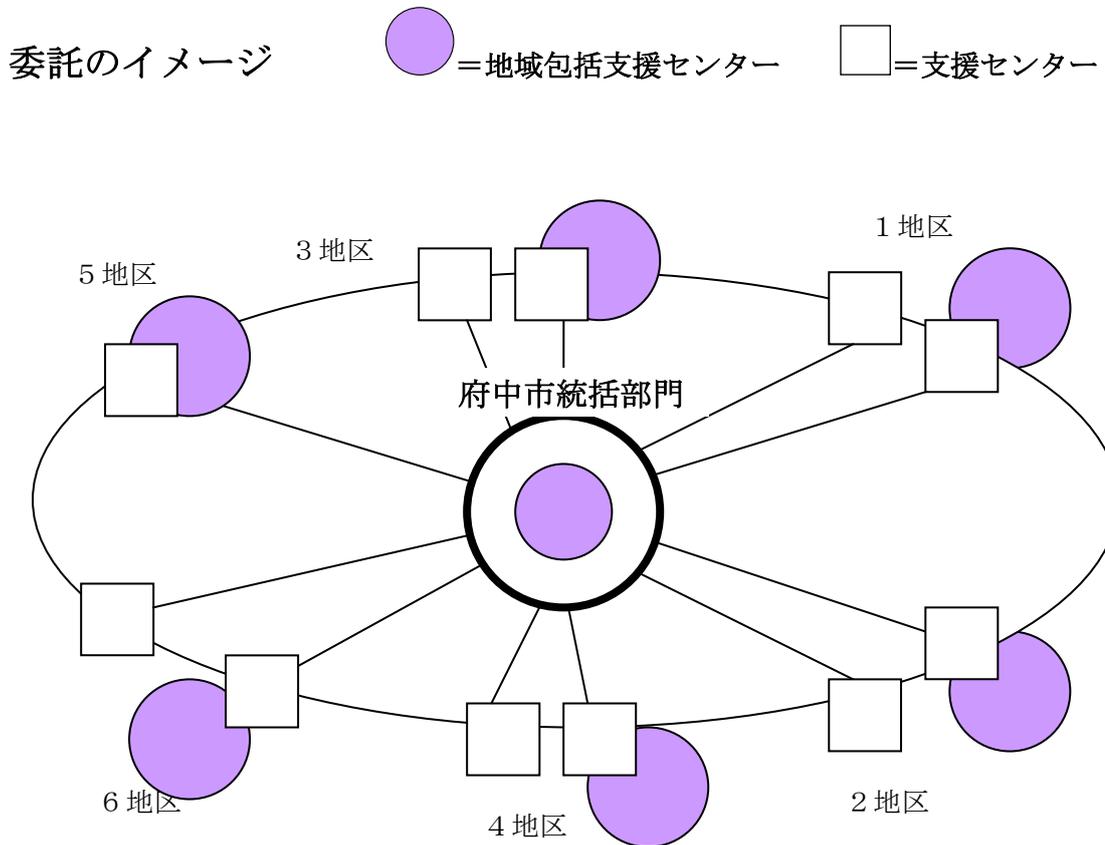
設置数については、将来的には生活圏域6エリアを基本として、それぞれに設置することとした。ただし、当面3か所（東・中・西）を設置し段階的に増設して行くこととした。

規模については、現在の地域型支援センターに規模を確保し、介護予防支援業務機能を加えたものとする。また、この場合において、公設地域型支援センターが優先されることが考えられる。したがって既設の公設居宅介護支援事業所との連携を図りながら実施することとする。

(3) 役割及び連携

現在、高齢者や地域からの相談、困難ケース対応、緊急時の受診援助等、地域型支援センターに委託している。介護予防の面でも、地域型支援センターが行った実態把握を基に、目的にあった介護予防教室につなげていく活動や地域住民による主体的な介護予防活動が行われるように支援していくことも、地域型支援センターに求められる役割となっている。

6圏域の地域特性（集合住宅の多い地域かどうか、高齢者の占める割合、経済的な背景など）を地域包括支援センターごとに理解し、支援センターシステムでの情報のやりとりも連携できるよう整備し、包括支援センターと地域型支援センターが介護保険事業及び見守りネットワークや地域の介護予防事業など一般高齢者施策の推進の両輪となって支えていく。



(4) その他

委託にあたっては、市高齢者支援担当課に委託包括支援センター及び地域型支援センターの統括調整部署をおき、各地域型支援センターと包括支援センターへの連絡・調整をはじめ、情報の一元化を図るとともに、指導及び協働できる体制をとること。

とくに、市長申立てや緊急時の判断、警察等関係機関との対応時は市の責任のもとに、親族との連絡をはじめ支援、調整につなげなくてはならない。

2 在宅介護支援センター（地域型）

(1) 地域高齢者の実態把握

在宅介護支援センターは実態把握が業務の基本であり、相談や訪問、サービス申請代行や福祉サービス利用調整、ありとあらゆる機会を通じて、担当地区の高齢者の世帯状況から生活環境まで、把握することが全ての活動の原点となる。

今後においても地域型支援センターは、担当地区の高齢者と、ひとりでも多く顔見知りとなる関係づくりを心がけるとともに、福祉職等としての専門性を持っ

て、地域のコミュニティーワーカーとしての機動力を生かして相談や緊急対応につなげることが重要である。

把握した高齢者の生活実態は、システム管理することにより災害時の支援にも核となる。緊急時の連絡先の把握も視野に入れた業務を積み重ねることで、災害弱者＝高齢者の支援に反映されるよう、様々な機会をとらえたPRをはじめとして、高齢者自身から信頼される支援センターであり続ける地道な活動をさらに推進していかなければならない

(実態把握率は、高齢者数の50%程度で横ばい状態であり、今後高齢者数の増加により、実態把握率の低下も予想される。)

(2) 平準化・標準化

介護保険制度がスタートして、認定調査を基本にアセスメントの方法も、それぞれの地域型支援センターで異なることのないよう、平準化され、国、都のレベルでも様式が標準化された調査票や台帳の整備が行われてきている。

市では、訪問食事サービス、生活援助員サービス導入のための調査票や評価（アセスメント）表、フローチャート、介護予防に関する基本チェックリストなど、事業の見直しに伴い、整備している。今後も高齢者台帳の整備など、各支援センターで隔たりや偏りがないか確認しながら、継続的に業務内容の指導等行っていく。

3 在宅介護支援センター（基幹型）

(1) 基幹型としてのこれからの位置づけ

「基幹型支援センター」は平成18年度の介護保険法改正による包括支援センター設置にともない、基幹としての支援センターの役割は大幅に変化している。今後は、支援センター統括庶務的な担当をどこに持っておくか、検討が必要である。

(2) 人材育成や普及啓発など

ケアマネジメントの質の向上のための、実践を踏まえた人材の育成や関係者に対する共通のテーマでの制度理解のための普及啓発は、今後も継続して担う機関が必要である。基幹型支援センターが廃止されることとなる時、いままで担ってきた土台をどこに移行させていくか、あくまでも現場に即した人材育成や普及啓発が必要であることを念頭に、検討が必要である。

参考資料

1 委員名簿

	所 属	氏 名
市	高齢者支援課長補佐	新藤 純也
	府中市地域包括支援センター	芦川 伊智郎
社会福祉協議会	府中市在宅介護支援センター	岩村 聡子
公設支援センター	あさひ苑高齢者在宅介護支援センター	新居 千秋
	よつや苑高齢者在宅介護支援センター	土田 良平
	しみずがおか高齢者在宅介護支援センター	中山 圭三
民設支援センター	ピースプラザ在宅介護支援センター	細野 千春
	安立園在宅介護支援センター	大日方 公子
	しんまち在宅介護支援センター	畠山 利子

2 検討会経過

	日 程	検討会内容
第1回	6月 7日 (木)	1 検討会の目的の確認 2 他市の地域包括支援センターの設置状況、活動状況についての意見交換 3 他市の在宅介護支援センターの設置状況と活動内容についての情報交換 4 今後の検討会開催予定と検討内容について
第2回	6月14日 (木)	1 現在の在宅介護支援センター、基幹型支援センターの果している役割と、地域包括支援センターの現状 ① 相談業務と処遇困難事案の対応 ② 権利擁護、成年後見について ③ 介護予防事業 ④ 基幹型支援センターの状況 2 1を受けて、問題点の整理
第3回	6月21日 (木)	1 地域包括支援センターの直営運営に関する意見交換 ① 直営と委託の意見交換 (それぞれの利点・欠点等) 2 今後の在宅介護支援センターの在り方についての意見交換 ① 委託化について ② 基幹型在宅介護支援センターの方向性
第4回	6月28日 (木)	1 地域包括支援センターと在宅介護支援センターの連携について <第2回、3回の検討内容から>
第5回	7月 5日 (木)	まとめ(報告書(案)協議)と検討経過の振り返り